

## 山本論文へのコメント I

安 部 由起子

短時間労働者・非正規労働者は、近年、日本の労働力におけるシェアを急速に高めている。その一方で、社会保険は、従来は正規労働者を念頭において設計されてきており、低収入もしくは短時間就労の労働者は加入しないようなしくみとなっていた。しかし、正規労働者の数が減少し、またその賃金も伸びないといった状況があり、また、年収の壁（社会保険においては、有配偶女性が夫の被扶養者となるための130万円の壁）が就業に歪みをもたらしているといった状況もあって、パート労働者の社会保険加入を促す方向が、ここ数年打ち出されてきている。年収の基準を下げて年間65万円とするか、労働時間の基準を週20時間とするか、といった新しい基準の案が出されているが、最近の新聞報道によると、このうち20時間基準が導入される見込みのようである。

パートの社会保険加入の拡大は、比較的長期間、話題になってきている。これまでこれについて話題になってきたことは、（1）制度変更が労働供給にどのような影響を与えるか、（2）分配上どのような影響を与えるか、といった点が主であつたと思われる。（1）は、これによって、いわゆるパートの壁の影響がなくなり、労働供給の歪みが是正され、効率性の上での問題が小さくなる、といった点である。（2）は、これまでパート労働者の少なからぬ部分は第3号被保険者として社会保険料負担を免れる反面、夫の社会保険から年金を受給しているのは公平でない、あるいは、パート労働者でも一定以上働いていると社会保険料を支払うが、結局老後には夫の遺族年金を受給したほうが受給額が多くなり、そちらを受給するために、支払った保険料はいわば掛け捨てになってしまう、といった論点である。この論文では、こういった観点とは異なり、パート労働者が社会保険に加入した場合に年金財政がどのような影響を受けるか、という視点からの評価となっており、

これまであまり焦点が当ててこられなかつた部分であり、重要な貢献であると考えられる。

とりわけ、この論文で強調されているのが、現在の制度では、低所得であると、厚生年金については加入することで結果的に正のトランスファーを受けるという点である。現在の厚生年金には標準報酬の下限（一月に98,000円）がある。厚生年金に加入すると、月収がこの額に満たない場合でも、保険料はこの標準報酬を基準に徴収される。そして、老後の年金支給額も、この標準報酬が基準になる。したがって、いわば実際に稼いでいるよりも高い保険料拠出になる反面、給付もそれに合わせて上昇するが、重要な点は、それが年金数理的にネットでみると、給付のほうが多くなっているということである。すると、現在の制度のまま、厚生年金を月収の低いパート労働者に適用した場合、保険料は徴収できても、長期的には給付の増加により、年金財政が改善するとも言い切れないという点である。

これは、パート労働者の社会保険加入が分配上与える影響は、これまでとは違ったものになる、ということであるのかもしれない。すなわち、これまでではパート労働者が年金については、所得があるのに拠出をしないという意味での「ただ乗り」をしていると考えられていた部分があった。たしかに、パート労働者への社会保険加入をこれまでよりも強化し、パート労働者も保険料拠出をするようになると、保険料拠出という部分ではフルタイム労働者と同じになる。しかしそうだとしても、結果として所得が低いパート労働者は正のトランスファーを得られるというのであれば、分配上の「不公平」は、これまでとは異なる形・度合いをとるにせよ、また違った形で出てくるということであるかもしれない。また、この論文のおわりの部分でも書かれているように、給付の平等を議論する場合には、世帯単位での受給額を問題

にすることも必要であろう。いずれにしても、パート労働者の加入条件・標準報酬基準の下限の設定、多重就労の場合の厚生年金加入のしくみなどについて、今後実務的な方針や方法が示されていくと考えられるので、またこの点について議論が深まることを期待したい。

また、制度変更によってパート労働者や企業の行動が変わる場合、シミュレーションの結果も変わってくると考えられる。第1は、労働供給である。現在はパートの壁のために労働供給を抑制しているパート労働者が、制度変更のあとは就業抑制をやめれば、そういういたパート労働者の収入は増加するので、保険財政上もプラスになろう。第

2に、これまで保険料が課されていなかった労働に保険料が課されるようになることで、それが賃金にどのように転嫁されるかという問題も、厳密にいえば、存在する。もし企業負担分が賃金に転嫁されるようであれば、名目の賃金率が低下することも考えられ、そうすると労働時間を一定とすれば、保険料収入は減少する。第3に、多重労働がもし増えるようなことがあれば、それに対してどのようなルールを作るかにも当然依存するが、これも加入者数・年金財政に影響を与えると考えられる。

(あべ・ゆきこ 垣細亞大学助教授)

## 山本論文へのコメント II

清水時彦

### はじめに

年金制度における財政再計算は、法律により政府に義務づけられ、政府が責任を持って実施しなければならないものである。高い給付には重い負担がつきまとうのは当然であるので、どこかで給付と負担のバランスを図らなければならない。財政再計算時に作成される年金財政見通しはその判断を行うための前提となる情報を提供する。従って、年金財政見通しの内容は、現行制度や制度改正内容の細部までもが忠実に反映されるよう、必然的に大がかりなものとなる。

このような年金財政見通しの作成は、これまで行政当局の専管との印象が強かったが、計算処理技術の発達や情報開示の進展等により、最近では、研究機関などが独自にシミュレーションを実施し、現行制度の財政予測や独自に提案する改正事項の評価などを行うようになってきている。本論文は、現在検討されている短時間労働者の厚生年金への適用拡大(以下、単に適用拡大とする)が年金財政に与える影響を、独自の推計モデルに基づいて実施、評価したものであり、時機を得たものといえよう。

### 研究機関等による年金財政シミュレーションの役割

本論文のような年金財政シミュレーションの結果や内容が提供する知見や情報は価値あるものである。このようなシミュレーションが研究機関等を始めとして様々な場において実施されたようになったこと自体、以下の点で特に重要であり注目すべきことである。

第一に、これにより、年金制度に関する種々の提案について、その財政的な影響を検証できるということである。年金制度改正は、給付と負担のバランスを通じて財政的な健全性が長期に渡って確保されるように行われなければならない。実際、これまでの制度改正は、年金財政上のサスティナビリティに対する懸念が契機となって行われてきた面がある。5年に一度の財政再計算の年が近づくにつれて、各方面より、年金制度に関する様々な提言が行われるようになるが、どのような提案も、本論文にあるようなシミュレーションによる財政的な裏付けが検証されて、はじめて説得力のあるものとなる。

第二は、こうした年金財政シミュレーション・